第二百二十四条の見出し中「配当」を「配当等」に改め、同条第一項中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項（署名用電子証明書の発行）に規定する署名用電子証明書その他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であって財務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）を送信しなければ」に改め、「当該書類」の下に「又は署名用電子証明書等」を加え、同条第二項中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければ」に改め、「当該書類」の下に「又は署名用電子証明書等」を加える。

第二百二十四条の三第一項中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければ」に改め、「当該書類」の下に「又は署名用電子証明書等」を加え、同条第三項中「又は剰余金の分配」を「、剰余金の分配又は金銭の分配」に改める。

第二百二十四条の四、第二百二十四条の五第一項及び第二百二十四条の六中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければ」に改め、「当該書類」の下に「又は署名用電子証明書等」を加える。

第二百二十五条第二項第二号中「又は剰余金の分配」を「、剰余金の分配又は金銭の分配」に改める。

第二百三十二条から第二百三十六条までを削り、第二百三十一条の三を第二百三十三条とし、同条の次に次のように加える。

第二百三十四条から第二百三十六条まで　削除

第五編第二章中第二百三十一条の二を第二百三十二条とする。

第二百三十八条第三項及び第二百四十一条中「含む。）又は」を「含む。）、第百五十一条の二第一項若しくは第二項（修正申告の特例）（これらの規定を第百六十六条の二（修正申告の特例）において準用する場合を含む。）又は」に改める。

別表第二の備考丁(2)中「により申告された扶養親族等」の次に「（当該扶養親族等が第百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族（(4)において「国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この(4)において同じ。）」を加え、同表の備考丁(4)中「給与所得者の扶養控除等申告書）」を削り、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考ロ中「申告された扶養親族等」の次に「（当該扶養親族等が第百九十五条第四項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。）」を、「応じ、」の次に「その申告された」を加える。

別表第三の備考丁(2)中「により申告された扶養親族等」の次に「（当該扶養親族等が第百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族（(4)において「国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この(4)において同じ。）」を加え、同表の備考丁(4)中「給与所得者の扶養控除等申告書）」を削り、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、同表の備考ロ中「申告された扶養親族等」の次に「（当該扶養親族等が第百九十五条第四項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。）」を、「応じ、」の次に「その申告された」を加える。

別表第四の備考丁(2)中「扶養親族等」の次に「（当該扶養親族等が第百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族（(二)において「国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。(二)において同じ。）」を加え、同表の備考ロ中「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を削り、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加える。

（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百四十二条の八」を「第百四十二条の九」に、「第百四十二条の九」を「第百四十二条の十」に改める。

第二条第十号中「会社の株主等」を「会社（投資法人を含む。以下この号において同じ。）の株主等」に改め、「が自己の株式」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十四項（定義）に規定する投資口を含む。以下同じ。）」を加え、同条第十二号の七を同条第十二号の六の六とし、同条第十二号の七の二を同条第十二号の七とし、同条第十二号の七の三を同条第十二号の七の二とし、同条第十二号の七の四を同条第十二号の七の三とし、同号の次に次の二号を加える。

十二の七の三　投資法人　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。

十二の七の四　特定目的会社　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社をいう。

第二条第二十六号中「（昭和二十六年法律第百九十八号）」及び「（定義）」を削り、同条第二十九号の二ホ中「（平成十年法律第百五号）」及び「（定義）」を削る。

第四条の二中「資産の流動化に関する法律第二条第三項（定義）に規定する」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第十条の三第四項中「限る」を「限るものとし、当該外国法人を合併法人とする適格合併により当該適格合併に係る被合併法人である他の外国法人から恒久的施設の移転を受けた場合その他の政令で定める場合を除く」に改める。

第二十三条第一項中「及び関係法人株式等」を「、関連法人株式等及び非支配目的株式等」に、「、出資又は受益権」を「又は出資」に「あっては、当該」を「あっては当該」に「金額」を「金額とし、非支配目的株式等に係る配当等の額にあっては当該配当等の額の百分の二十に相当する金額とする。）」に改め、同項第一号中「株式又は出資」を「株式等」に改め、同項第三号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　投資信託及び投資法人に関する法律第百三十七条（金銭の分配）の金銭の分配（出資総額等の減少に伴う金銭の分配として財務省令で定めるもの（第二十四条第一項第三号（配当等の額とみなす金額）において「出資等減少分配」という。）を除く。）の額

第二十三条第二項中「（配当等の額とみなす金額）」及び「（信託の収益の分配にあっては、その計算の基礎となった期間の末日）」を削り、同条第三項中「株式又は出資で」を「株式等で」に、「株式又は出資に」を「株式等に」に改め、同条第四項中「ときは」の下に「当該内国法人が受ける関連法人株式等に係る配当等の額について」を加え「次に掲げる金額の合計額」を「同項の規定にかかわらず、その保有する関連法人株式等につき当該事業年度において受ける配当等の額の合計額から当該負債の利子の額のうち当該関連法人株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「及び前項」を削り、「株式又は出資」を「株式等」に改め、同条第六項中「関係法人株式等」を「関連法人株式等」に、「の株式又は出資」を「の株式等」に、「百分の二十五以上に相当する」を「三分の一を超える」に改め、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第一項に規定する非支配目的株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額の百分の五以下に相当する数又は金額の株式等を有する場合として政令で定める場合における当該他の内国法人の株式等（第五項に規定する完全子法人株式等を除く。）をいう。